

マルチパステキストの利用方法

1 このテキストは、行政書士試験の「民法Ⅰ（総則編・物権編）」で必要とされる論点を、chapterごとに概説しています。

独学でもわかるように丁寧に解説を加えていますが、ページ数との関係もあり、すべてを詳しくというわけにはいきませんでした。それを補う意味で学習アイコンを用意し、学習効率を上げる工夫をしています。

2 chapterごとに重要度を★印で3段階で表示しています。また、各項目タイトルの後ろの□印もその項目の重要度を3段階で表示しています。★印、□印の多いほうが重要性が高いことを示していますので、学習や復習する際の目安にしてください。

3 過去問については、別冊の論点別過去問題集を併せてご利用されると効果がアップします。

本書を効果的に活用して2024年の合格を勝ちとられることを願っています。

2023年10月

学習アイコンの説明



反復学習するためのチェック欄です。
日付を書いたり、塗りつぶしたりしてご利用下さい。



難解な用語や法律用語について説明しています。



試験に必要な判例についてのポイントを説明しています。

重要度がA・B・Cで表記されていますので、以下を参考にして下さい。

A：重要なので判旨の全文を一読する。

B：判旨を細かく見る必要はないが赤色のキーワード部分は確認する。

C：時間的な余裕がある場合には参照する。



難解又は出題確率としては低いけれどもできたら確認しておいてほしい項目です。



chapter ごとのまとめ部分です。

ここで、もう一度内容の確認をして下さい。

重要度表記の基準

★★★
□□□

確実に押さえない項目

★★
□□

できれば押さえない項目

★
□

時間的余裕があれば押さえない項目

目次

民法 I

chapter 1 民法の基本原則

1 民法の基本原則	1
2 私権	1
3 私権の制約	2

chapter 2 自然人①

1 権利能力	5
2 意思能力	6
3 行為能力	6

chapter 3 自然人②

1 未成年者	7
2 成年被後見人	8

chapter 4 自然人③

1 被保佐人	10
2 被補助人	11

chapter 5 自然人④

1 制限行為能力者の詐術	13
2 相手方の催告権	13

chapter 6 住所・失踪の宣告

1 住所	15
2 居所	15
3 本籍	15
4 失踪の宣告	15
5 同時死亡の推定	17

chapter 7 法人

1 法人の意義	19
2 法人の権利能力の範囲	19
3 法人の種類	19
4 法人の設立	20
5 登記	21

chapter 8 私権の客体

1 物の意義	22
2 物の分類	22
3 主物と従物	22
4 元物と果実	23

chapter 9 法律行為

1 法律要件と法律効果	25
2 法律行為と意思表示	25
3 法律行為の種類	27
4 法律行為の有効要件	27

chapter 10 意思表示①

1 心裡留保	29
2 虚偽表示	30

chapter 11 意思表示②

1 錯誤	33
2 虚偽表示の転得者の保護	34
3 94条2項の類推適用	35

chapter 12 意思表示③

1 詐欺・強迫	37
2 第三者による詐欺・強迫	37
3 第三者の保護	38
4 意思表示の効力発生時期等	39

chapter 13 無効・取消し

- 1 無効・取消しの意義 41
- 2 取消しの方法 42
- 3 取消しの効果 42
- 4 原状回復の義務 42

chapter 14 追認

- 1 無効行為の追認 44
- 2 取り消すことができる行為の追認 44
- 3 法定追認 45

chapter 15 代理①

- 1 代理の基本構造 46
- 2 無権代理 47
- 3 表見代理 47

chapter 16 代理②

- 1 無権代理人の責任 51
- 2 無権代理行為の相手方の保護 52
- 3 無権代理と相続 52

chapter 17 代理③

- 1 代理権の範囲 54
- 2 代理権の濫用 54
- 3 代理権の消滅 55

chapter 18 代理④

- 1 顕名を欠く代理行為 56
- 2 代理人の行為能力 56
- 3 代理行為の瑕疵 57

chapter 19 代理⑤

- 1 自己契約・双方代理・利益相反行為 59
- 2 復代理 60
- 3 使者 62

chapter 20 条件・期限

- 1 条件 63
- 2 期限 63
- 3 期限の利益 64

chapter 21 期間

- 1 期間の意義 67
- 2 短期間の計算方法 67
- 3 長期間の計算方法 67

chapter 22 時効①

- 1 時効制度の存在理由 69
- 2 取得時効 70

chapter 23 時効②

- 1 消滅時効 72
- 2 時効制度の法的性質 73
- 3 権利の消滅期間に長短がある場合 74

chapter 24 時効③

- 1 時効の完成猶予 75
- 2 時効の更新 76
- 3 時効の完成猶予・更新の相対性 77
- 4 時効利益を受ける者への通知 77

chapter 25 時効④

- 1 時効の完成 78
- 2 時効の効力発生時期 79

chapter 26 物権の意義

- 1 物権の意義と種類 81
- 2 物権的請求権 82

chapter 27 不動産物権変動①

- 1 物権変動の意味 85
- 2 意思主義の原則 85
- 3 物権変動の時期（所有権の移転時期） 85
- 4 不動産の二重譲渡と対抗要件（登記） 86
- 5 登記なくして、対抗できる第三者の範囲その1 87
- 6 登記なくして、対抗できる第三者の範囲その2 89

chapter 28 不動産物権変動②

- 1 転々譲渡された場合の前主と後主 90
- 2 相続と登記 90
- 3 特定遺贈と登記 93

chapter 29 不動産物権変動③

- 1 取消しと登記 94
- 2 解除と登記 95
- 3 取得時効と登記 96
- 4 登記請求権 98

chapter 30 動産物権変動

- 1 動産の物権変動の対抗要件 99
- 2 不動産登記の公信力 99

chapter 31 即時取得

- 1 即時取得の意義 101
- 2 即時取得の成立要件 101
- 3 即時取得の効果 102
- 4 盗品・遺失物に関する特則 102

chapter 32 占有権①

- 1 代理占有（間接占有） 104
- 2 占有権の承継 104

chapter 33 占有権②

- 1 占有権の効果 107
- 2 占有訴権 108

chapter 34 所有権①

- 1 隣地通行権 110
- 2 その他の相隣関係 110

chapter 35 所有権②

- 1 所有権の原始取得 113
- 2 添付 114

chapter 36 共有①

- 1 共有の意味と持分 116
- 2 共有物の保存・管理・変更 117
- 3 共有物の管理費用等 119

chapter 37 共有②

- 1 共有物の分割 121
- 2 総有・合有 125
- 3 所有者不明土地・建物管理命令 125
- 4 管理不全土地・建物管理命令 128

chapter 38 地上権・永小作権

- 1 地上権・永小作権の意味 130
- 2 地上権・永小作権の成立要件 130
- 3 地上権・永小作権の内容 130

chapter 39 地役権

- 1 地役権の意味 132
- 2 地役権の成立原因 132
- 3 地役権の付従性 133
- 4 地役権の不可分性 133
- 5 地役権の一部の時効による消滅 134
- 6 地役権の対価、存続期間 134

chapter 40**抵当権①**

- 1 担保の種類 136
- 2 抵当権の意義と抵当権設定契約 136
- 3 優先弁済の効力（抵当権などの担保物権を有することの意味） 137
- 4 抵当権の順位 138

chapter 41**抵当権②**

- 1 抵当権の性質 139
- 2 抵当権によって担保される債権（被担保債権） 140
- 3 抵当権の目的物 141
- 4 抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲 141

chapter 42**抵当権③**

- 1 法定地上権 145
- 2 一括競売 147

chapter 43**抵当権④**

- 1 抵当権設定後の賃貸借 149
- 2 抵当権消滅請求・代価弁済 150

chapter 44**抵当権⑤**

- 1 抵当権の実行 152
- 2 抵当権の消滅 153
- 3 抵当権侵害に対する効力 153

chapter 45**抵当権⑥**

- 1 共同抵当 155
- 2 抵当権の処分 156

chapter 46**根抵当権①**

- 1 根抵当権の意義 159
- 2 担保すべき債権の範囲 159
- 3 元本確定期日 160
- 4 元本確定事由 160
- 5 極度額 161

chapter 47 根抵当権②

- 1 根抵当権の内容の変更 162
- 2 根抵当権の被担保債権の譲渡等 162
- 3 根抵当権の極度額の減額請求 162
- 4 根抵当権の消滅請求 163

chapter 48 質権

- 1 質権の意義 165
- 2 質権と抵当権の共通点 165
- 3 質権と抵当権の異同 165
- 4 質権の種類 166

chapter 49 留置権

- 1 留置権の意味 167
- 2 留置権の性質 167
- 3 留置権の成立要件 167
- 4 留置権の存続要件 168
- 5 留置権の効力等 169

chapter 50 先取特権①

- 1 意義 171
- 2 種類 171
- 3 性質 172
- 4 不動産賃貸の先取特権 172
- 5 先取特権の順位 172

chapter 51 先取特権②

- 1 先取特権と第三取得者 174
- 2 対抗要件 174
- 3 担保物権のまとめ 175

chapter 52 譲渡担保・所有権留保

- 1 譲渡担保の意義 177
- 2 譲渡担保権設定契約 177
- 3 対抗要件 178
- 4 譲渡担保権の実行 178

5 受戻権	179
6 所有権留保	179

索引

索引	182
----------	-----

民法 I 判例一覧

Chapter	ページ	判例知識	ページ
1 民法基本原則	1	最判昭59. 9. 18	3
		最判昭32. 7. 5	3
		判1 A 大判昭10. 10. 5 (宇奈月温泉事件)	3
2 自然人①	5	判2 A 大判昭7. 10. 6 (阪神電鉄事件)	5
3 自然人②	7		
4 自然人③	10		
5 自然人④	13	最判昭44. 2. 13 (被保佐人の判例)	13
6 住所・失踪の宣告	15		
7 法人	19		
8 私権の客体	22	最判昭47. 6. 2	23
		最判昭32. 11. 14	23
		最判昭48. 10. 9	24
9 法律行為	25	最判昭39. 1. 23	27
		最判平15. 4. 18	27
		最決平21. 8. 12	28
10 意思表示①	29	最判昭23. 12. 23	29
		最判昭56. 4. 28	30
		最判昭42. 6. 22	30
		大判大9. 7. 23	31
		大判大4. 12. 17	31
		最判昭48. 6. 28	31
		大判昭13. 12. 17	31
		大判大9. 7. 23	31
		最判昭38. 11. 28	31
		最判昭57. 6. 8	31
		最判昭55. 9. 11	32
		最判昭44. 5. 27	32
		大判昭12. 8. 10	32
大判昭17. 3. 23	32		
11 意思表示②	33	最判昭45. 7. 24	36
		最判昭45. 9. 22	36
12 意思表示③	37	最判昭49. 9. 26	39
13 無効・取消し	41		

14 追認	44		
15 代理①	46	大判昭2. 12. 24 最判昭44. 12. 19	48 48
16 代理②	51	最判昭40. 6. 18 最判昭48. 7. 3 最判平5. 1. 21 最判平10. 7. 17 最判昭37. 4. 20 最判昭63. 3. 1 最大判昭49. 9. 4	53 53 53 53 53 53 53
17 代理③	54		
18 代理④	56		
19 代理⑤	59	最判平16. 7. 13 最判昭37. 8. 10	60 62
20 条件・期限	63		
21 期間	67		
22 時効①	69	最判昭58. 3. 24 大連判大13. 10. 7 最判昭53. 3. 6 最判昭37. 5. 18	70 70 71 71
23 時効②	72	大判大5. 6. 23 最判平7. 6. 9	72 72
24 時効③	75		
25 時効④	78	大判大7. 7. 6 大判昭10. 12. 24 大判明43. 1. 25 最判平10. 6. 22 最判平7. 3. 10 最判平13. 7. 10 最判昭44. 7. 15 最判平11. 10. 21 最大判昭41. 4. 20	78 78 78 78 79 79 79 79 80
26 物権の意義	81	最判昭35. 6. 17 最判平6. 2. 8 最判昭28. 12. 28	83 83 83

		最判昭29. 9. 24	84
27 不動産物権変動①	85	最判昭35. 6. 24	86
		大連判明41. 12. 15 (制限説)	87
		最判昭49. 3. 19	87
		最判昭43. 8. 2	88
		最判平8. 10. 29 (相対的効力説)	88
28 不動産物権変動②	90	最判昭43. 11. 19	90
		大判大15. 4. 30	90
		大連判大15. 2. 1	90
		最判昭33. 10. 14	90
		最判昭38. 2. 22	91
		最判昭42. 1. 20	92
		最判昭46. 1. 26	92
		最判昭39. 3. 6	93
29 不動産物権変動③	94	大判昭17. 9. 30	94
		大判大10. 5. 17	95
		最判昭33. 6. 14	95
		最判昭35. 11. 29	96
		最判昭41. 11. 22	96
		最判昭33. 8. 28	97
		最判昭36. 7. 20	97
		最判平24. 3. 16	97
		最判平18. 1. 17	98
		最判昭35. 7. 27	98
		大判大5. 4. 1	98
30 動産物権変動	99	最判昭29. 8. 31	99
31 即時取得	101	最判昭57. 9. 7	101
		最判昭35. 2. 11	101
		大判大4. 5. 20	102
		最判昭41. 6. 9	102
32 占有権①	104	最判昭44. 10. 30	104
33 占有権②	107	最判昭58. 3. 24	107
34 所有権①	110	最判昭47. 4. 14	110
		最判平2. 11. 20	110
35 所有権②	113	大判大6. 6. 13 (加工につき)	114

36 共有①	116	<p>最判平元11. 24 117</p> <p>大判大7. 4. 19 119</p> <p>大判大10. 6. 13 119</p> <p>最判昭31. 5. 10 119</p> <p>最判平15. 7. 11 119</p> <p>最判昭39. 2. 25 119</p> <p>最判昭29. 3. 12 119</p> <p>最判昭41. 3. 3 119</p>	
37 共有②	121	<p>最判昭46. 6. 18 122</p> <p>判3 B 最大判昭62. 4. 22 122</p> <p>判4 B 最判平8. 10. 31 123</p> <p>最判昭41. 11. 25 125</p> <p>最判平6. 5. 31 125</p>	
38 地上権・永小作権	130		
39 地役権	132	<p>最判昭30. 12. 26 132</p> <p>大判昭13. 3. 10 134</p> <p>最判平10. 2. 13 134</p>	
40 抵当権①	136		
41 抵当権②	139	<p>大判昭9. 10. 10 141</p> <p>大判大4. 9. 15 141</p> <p>最判平2. 4. 19 142</p> <p>大連判大8. 3. 15 142</p> <p>最判昭44. 3. 28 142</p> <p>判5 B 最判平10. 1. 30 (債権譲渡と物上代位) 142</p> <p>判6 B 最判平13. 3. 13 (賃料の物上代位) 143</p> <p>判7 B 最判平12. 4. 14 (転貸借賃料の物上代位) 143</p>	
42 抵当権③	145	<p>大判大4. 7. 1 146</p> <p>大判大15. 2. 5 146</p> <p>大判昭11. 12. 15 146</p> <p>最判昭44. 2. 27 146</p> <p>最判昭47. 11. 2 146</p> <p>大判大7. 12. 6 146</p> <p>最判昭36. 2. 10 146</p> <p>大判昭14. 7. 26 146</p> <p>最判平19. 7. 6 146</p>	

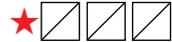
		大判昭10. 8. 10	146
		最判平9. 2. 14	146
		最判昭48. 9. 18	146
		最判昭53. 9. 29	146
		最判昭29. 12. 23	147
		最判昭44. 11. 4	147
		最判平6. 12. 20	147
		最判昭46. 12. 21	147
		大判大15. 2. 5	148
43 抵当権④	149		
44 抵当権⑤	152	最判昭15. 11. 26	153
		最判平7. 3. 10	153
		最大判平11. 11. 24	153
		最判平17. 3. 10	154
45 抵当権⑥	155		
46 根抵当権①	159		
47 根抵当権②	162		
48 質権	165		
49 留置権	167	最判昭49. 9. 2	168
		最判昭47. 11. 16	168
		最判昭51. 6. 17	168
		最判昭43. 11. 21	168
		最判昭46. 7. 16	168
50 先取特権①	171		
51 先取特権②	174	最大判6. 7. 26	174
		判8 C 最判平17. 2. 22 (債権譲渡と物上代位との関係)	176
		判9 C 最判平10. 12. 18 (請負代金債権と物上代位)	176
52 譲渡担保・所有権留保	177	最判平11. 1. 29	178
		最判昭30. 6. 2	178
		最判平13. 11. 22	178
		最判昭57. 1. 22	179
		最判平6. 2. 22	179
		最判昭50. 2. 28	179
		最判平21. 3. 10	179
		判10 B 最判昭54. 2. 15	180
		判11 C 最判昭62. 11. 10	180
		判12 C 最判平18. 7. 20	180

民法 I

内容	出題年度										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
chapter 31 即時取得		●				○		○	○		
chapter 32 占有権①				●		○					○
chapter 33 占有権②											
chapter 34 所有権①	○			○							
chapter 35 所有権②											
chapter 36 共有①			○		○			●			
chapter 37 共有②											
chapter 38 地上権・永小作権	○		○			○		○			
chapter 39 地役権											
chapter 40 抵当権①											
chapter 41 抵当権②											
chapter 42 抵当権③			○				○	○		○	
chapter 43 抵当権④											
chapter 44 抵当権⑤											
chapter 45 抵当権⑥											
chapter 46 根抵当権①					○				○		○
chapter 47 根抵当権②											
chapter 48 質権		○		○		○		○	○	○	
chapter 49 留置権											
chapter 50 先取特権①		○	○		○	○			○		
chapter 51 先取特権②											
chapter 52 譲渡担保・所有権留保	○	○				○		○	○	○	

○は五肢択一式で出題されたもの

●は記述式で出題されたもの



学ぶこと

民法の基本原則とその制約。

1 民法の基本原則



民法の基本原則としては、以下の3つが挙げられるが、今日においては、後述するように、それぞれ修正を加えられている。

■民法の基本原則

所有権絶対の原則	所有権は、誰に対しても自由に行使できる何らの拘束も受けない 完全な支配権 であるという原則
契約自由の原則	私人の法律関係は、私人が自由に決定することができるという原則
過失責任の原則	故意 又は少なくとも 過失 により、他人に損害を与えた場合にのみ責任を負えば足りるという原則

民法の基本原則として、契約自由の原則の代わりに「**私的自治の原則**」を挙げる場合がある。契約自由の原則も私的自治の原則も元は同じであり、契約自由の原則は拘束からの自由を、私的自治の原則は自己責任につながる原理を意味し、規律する場面が異なるという考え方であるとか、また、契約自由の原則は私的自治の原則の表れであるという考え方によるものである。

2 私権



憲法上の選挙権などの公権（公法上の権利）に対し、私法上の権利のことを私権という。私権は種々の角度から分類されているが、よく使用されるのは次の分類である。

2-1 私権の作用による分類

支配権	権利者の意思だけで権利内容を実現することのできる権利	物権 、人格権など
請求権	他人に対して一定の行為を要求することのできる権利	債権 、 物権的請求権 など

形成権	権利者の一方的意思表示によって法律関係の変動を生じさせることができる権利	取消権、解除権など
抗弁権	請求権の行使を阻止できる権利	同時履行の抗弁権、保証人の催告・検索の抗弁権など



用語解説

- ・「人格権」＝身体、自由、名誉、生命などの人格上の利益をいう。
- ・「物権的請求権」＝物権の内容の実現が妨げられ、又はそのおそれがある場合に、その妨害を除去又は予防するために必要な行為を請求することができる権利をいう。詳細は後述する。

2-2 私権の効力による分類

権利の効力が一般人に及ぶものを絶対権（対世権）、特定の相手方に対してのみ及ぶにすぎないものを相対権（対人権）という。物権が前者の、債権が後者の典型例である。

3 私権の制約

□□□

3-1 公共の福祉の原則

私権は、公共の福祉に適合しなければならない（1条1項）。

私権の内容及び行使は、社会全体の利益と調和しなければならないとするものである。この規定が實際上問題になることは、ほとんどない。

3-2 信義誠実の原則（信義則）

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（1条2項）。つまり、人は当該具体的事情のもとにおいて、相手方から一般に期待される信頼を裏切ることのないように、誠意をもって行動しなければならないということである。

信義則の機能として、以下がある。

■信義則の機能

具体化	「善良な管理者の注意」（400条）、「債務の本旨に従った弁済」（493条）等の抽象的な条文を具体化する機能を営む。
修正	明文のない場合に新たな法規範を作り出し、さらに形式的な法規範の適用による不都合を修正する機能を営む。

解釈基準 契約の文言が不明確な場合の解釈の基準となる機能を営む。

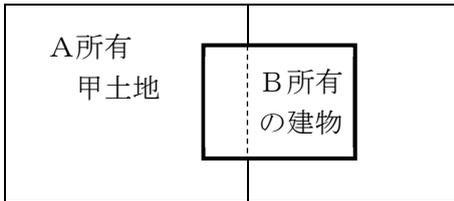
判例は、契約が準備段階に入った場合、当事者は**信義則上の注意義務**を負い、相手方に損害を及ぼしたときは、契約締結に至らなくても、いわゆる信頼利益の損害賠償義務を負うとする（最判昭59・9・18）。

信義誠実の原則は、単に権利の行使、義務の履行についてのみならず、**契約の趣旨の解釈**についても基準となる（最判昭32・7・5）。

3-3 権利濫用の禁止

権利者が、その権利をどのように行使しようとする自由なのが原則であるが、権利の濫用は許されない（1条3項）。

■権利濫用の事例



例えば、上記図のように、Aの所有の甲土地の一部にBの建物がはみ出している場合は、Aは所有権に基づいて建物を除去して土地を返還するように請求できるのが原則であるが、Aの損失が軽微でBが建物を除去するのに莫大な費用がかかる場合は、Aの請求は権利の濫用として許されない。

権利の濫用とされた判例として **判1** 宇奈月温泉事件。大判昭10・10・5 がある。

判例

判例知識

判1 A

<宇奈月温泉事件。大判昭10・10・5>

所有権の侵害があっても、それによる損失の程度がいに足りないほど**軽微**であり、しかもこれを除去することが**著しく困難**であり、**莫大な費用を要する**場合に、所有権者が不当な利得を得る目的で、侵害の除去を請求することは、**権利の濫用**となる。



ポイント整理

■私権の制約 Chapter Check□□□

①私権は、公共の福祉に適合しなければならない（1条1項）。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（1条2項）。→**契約の趣旨の解釈**についても基準となる。

③権利の濫用は、これを許さない（1条3項）。



— 学ぶこと —

権利能力・意思能力・行為能力の違い。

1 権利能力

□□□

1-1 意味

権利能力とは、**権利義務の主体となり得る資格**のことである。権利能力は、自然人のほか、法人についても一定の範囲で認められる（法人については後述する）。

1-2 取得時期

自然人は、この権利能力を**出生した時**に取得する（3条1項）。

ここに「出生」とは、胎児が母体から全部露出した時と解されている（全部露出説）。

例外として出生前の胎児も、以下の3つについては既に生まれたものとみなされる。

- ① **不法行為による損害賠償請求**（721条）
- ② **相続**（886条）
- ③ **遺贈**（965条）

したがって、胎児中に父が殺害された場合、胎児が生きて生まれたときは、加害者に対して損害賠償を請求することができるし、父の財産を相続することもできる。

なお、既に生まれたものと「みなされる」の法的意味については、①死んで生まれた場合を解除条件として権利能力が消滅するという解除条件説、②生きて生まれたことを**停止条件**として権利能力を取得するという停止条件説があるが、判例（**判2 阪神電鉄事件。大判昭7・10・6**）は、停止条件説に立っている。

判例

判例知識

判2 A

＜阪神電鉄事件。大判昭7・10・6＞

胎児の権利能力は胎児が生きて生まれた場合に、**出生の時から遡って権利能力があるものとみなされる**のであり、胎児の出生前に請求権を処分しうる能力を認めるものではない。たとえその能力を有しているとみても、民法で

は胎児出生前にその処分行為を代行する機関についての規定がないから、和解契約は胎児を代理して行われた有効な処分とは認められないので、**和解契約の効力は胎児に及ばない**。

2 意思能力

□□□

契約は最後まで守らなければならない。それは自分の自由な意思で判断した契約だからである。しかし、生まれたばかりの嬰兒のように、権利能力があっても、自由な意思に基づく判断ができない者もある。そこで、法律行為が有効に成立するためには、**自分の行為の結果を判断することができるだけの精神能力**（7～10歳程度の子供の能力）、すなわち意思能力を有する者によってなされなければならない、意思能力を有しない者の法律行為は**無効**である（3条の2）。

したがって、5歳の子供や泥酔者がマンションを購入する契約をしても、その者は**意思無能力者**であるから、その契約は**無効**である。

3 行為能力

□□□

意思無能力者であったとしても、後に自分が契約をした時に意思無能力であったことを証明することは容易なことではない。また、13歳程度の子供のように、意思能力を有する者のなかにも独立の取引能力を有しない者もいる。

そこで、民法は、取引する能力の不十分な者を、①**未成年者**、②**成年被後見人**、③**被保佐人**、④**被補助人**の4者に分類し、その保護者を設け、前者が単独で行った法律行為は**取り消すことができる**ものとした。

自らの行為だけで完全に有効な法律行為をすることができる能力を行為能力というが、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人は、この能力を制限された者であるため、**制限行為能力者**といわれる。



— 学ぶこと —

- ① 未成年者の法律行為の効力。
- ② 成年被後見人の法律行為の効力。

1 未成年者



1-1 未成年者とは

未成年者とは、**18歳未満の者**のことをいう（4条）。

未成年者の保護者は、原則として親権者（親のこと）であるが、親のいない子供には、保護者として家庭裁判所により**後見人**が選任される（**法人**も可能。818条、819条、838条）。この未成年者の保護者には、未成年者の財産に関する代理権が認められるため（824条、859条）、**法定代理人**といわれる。ただし、親権者と子の利益相反行為については、親権者は、**特別代理人**の選任を家庭裁判所に請求しなければならず（826条1項）、これに反して行った行為は無権代理となると解される（108条2項）。

1-2 未成年者の法律行為の効力

未成年者は、判断能力が不十分であるため、未成年者の法律行為（契約などのこと。詳細は後述する）は、次のように扱われている。

■ 未成年者の法律行為の効力

原則	未成年者が法律行為をするときは、 法定代理人 （親権者、後見人）の 同意 を得ることを要し、同意を得ないで勝手に法律行為をしたときは、その法律行為を 未成年者本人 又は 法定代理人 が 取り消すことができる （5条、120条1項）。
例外	しかし、次の場合は、未成年者も、1人だけで自由に法律行為をすることができる。 ①単に 権利を取得 し、又は 義務を免れる 行為（5条1項ただし書） 例えば、贈与（タダで物をもろう契約）を受ける場合や債務の免除（借金を棒引きしてもらおう）を受ける場合 ②法定代理人から許された財産の処分（5条3項） 例えば、小遣いで物を買う場合 ③法定代理人から 営業を許可された場合 のその営業に関する行為（6条1項） 例えば、親から未成年者が魚屋をすることを許可されたときは、

その魚屋に関する契約（店を借りる契約、冷蔵庫を買う契約、従業員を雇う契約、魚を仕入れる契約など）は、全部1人だけでできるようになる。

2 成年被後見人

□□□

2-1 成年被後見人とは

成年被後見人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を「**欠く常況**」にある者で、次に掲げる者の請求により、家庭裁判所から**後見開始の審判**を受けた者をいう（7条）。

■後見開始の審判の請求権者

本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、**保佐人**、保佐監督人、**補助人**、補助監督人、**検察官**

成年被後見人には、保護者として**成年後見人**が置かれる（8条）。

家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、**職権**で、**成年後見人**を選任する（843条1項）。既に成年後見人が選任されている場合であっても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、更に成年後見人を選任することもできる（843条3項）。

また、営利・非営利を問わず、**法人**を成年後見人として選任することもできる（843条4項かっこ書）。

なお、他の審判との重複をしないように、後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（19条1項）。

成年後見人は、成年被後見人の財産に関する**代理権**を有するため（858条、859条）、成年後見人も**法定代理人**である。ただし、成年後見人が、成年被後見人に代わって、その**居住用建物又は敷地について**、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を受けなければならない（859条の3）。

後見人は、**正当な事由**があるときは、**家庭裁判所の許可**を得て、その任務を辞することができる（844条）。

2-2 成年被後見人の法律行為の効力

成年被後見人は、全く判断能力がないため、成年被後見人のした法律行為は、次のように扱われる。

■ 成年被後見人の法律行為の効力

原則	成年被後見人の行った法律行為は、 本人 又は 成年後見人 が 取り消すことができる （9条本文、120条1項）。
例外	ただし、 日用品の購入その他の日常生活に関する行為 は、取り消すことができない（9条ただし書）。

POINT ポイント整理

■ 未成年者と成年被後見人の法律行為の効力 Chapter Check□□□

	未成年者	成年被後見人
原則	法定代理人 （親権者、後見人）の 同意 が必要。同意のない法律行為は、 未成年者 又は 法定代理人 が取り消しできる（5条、120条1項）。	成年被後見人 又は 成年後見人 が取り消すことができる（9条本文、120条1項）。
例外	以下は、未成年者が1人の判断で可能。 ①単に 権利を取得 し、又は 義務を免れる 行為（5条1項ただし書） ②法定代理人から許された財産の処分（5条3項） ③法定代理人から 営業を許可された場合 のその営業に関する行為（6条1項）	日用品の購入その他の日常生活に関する行為 は、取り消すことができない（9条ただし書）。